

『日本書紀』倭迹迹日百襲姫の託宣における「憑」 についての考察

藤崎, 祐二
九州大学 : 専門研究員

<https://doi.org/10.15017/2544331>

出版情報 : 語文研究. 125, pp.39-52, 2018-06-09. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :



『日本書紀』

倭迹迹日百襲姫やまとととびもそひめの託宣における「憑」についての考察

藤 崎 祐 一

はじめに

上代の文献資料に散見する託宣の場面には、神や靈魂が人体に憑依する際の表現として、「託」・「著」・「着」・「婦」・「憑」などの漢字が使用されている。これらは、神代紀の天石窟の場面において、天鈿女命あまのうすめのみことが天照大神を誘い出すために試みた「顯神明之憑談」の訓注「歌牟鵝可梨（カムガカリ）」と関連付けられ、諸注釈によって「カカル」と読まれる傾向がある。しかし、天石窟の場面には、上記の漢字が使用される場面に見られるような託宣の描写はなく、天鈿女命が何者かに憑依したり憑依されたりしたと考えることは難しい。上記の漢字と「カムガカリ」の「カカル」を、共に「とりつく」の

意味とみなし、同じ読みをあてることには慎重であらねばならない。資料のより正確な読解を志向するならば、各漢字と「カカル」を個別に検証し、それぞれが異なる読みと語義である可能性にも留意する必要がある。

筆者はこれまでに、「託」・「著」・「着」は「とりつく」を意味し、「ツク」と読む蓋然性が高いこと、そして「カムガカリ」は、広く神との関わりや交流を意味する語であり、関わり方の一形態として憑依現象を内包し得るものの、憑依現象そのものを意味するわけではないことを指摘（注1）した。また、「婦」は「近寄せる（近寄る）」を意味し、「ヨス（ヨル）」と読む蓋然性が高いこと、そして、「託」・「著」・「着」・「婦」などは、「カムガカリ」の中の一つの動作として内包され得るものと定義（注2）した。そこで、本稿では「憑」についても読みと語義を検

証し、「カムガカリ」との関係性を論じることとする。

なお、本文中の引用は、原文・訓読文ともに、特に言及しない限りは、日本古典文学大系に拠った。その際、必要に応じて適宜傍線を付した。また、特定の語を検証する用例は、訓読文をベースに、該当箇所のみ原文で表示し、傍線とルビを付した。

一、諸注釈と古辞書における「憑」の読み

筆者は、拙稿（注1参照）において、「とりつく」の意味で使用されていると考えられる漢字「託」・「著（着）」・「認」・「憑」の読みを検証し、「託」・「著（着）」・「認」の読みが「ツク」である蓋然性が高いことから、「憑」にも同様の読みをあるべきではないかとの意見を表明した。しかし、類似する用法であることを根拠に、「託」・「著（着）」に引き寄せて読みを定めるのはいささか強引であり、「憑」独自の用例に基づいて割り出すべきであったとの反省から、改めて検証の場を設けた次第である。

検証対象となる「憑」の用例は、崇神紀において、大物主神おほものぬしのかみが倭迹迹日百襲姫を媒介して託宣する場面に見える。

是時、神明憑^二倭迹々日百襲姫命^一曰、天皇、何憂^二國之不治也。若能敬^二祭我^一者、必當自平矣。（是の時に、かみやまじとひももひののみこと神明倭迹迹日百襲姫命に憑^二りて曰はく、「天皇、何ぞ國の治らざることを憂ふる。若し能く我を敬^二ひ祭らば、必ず當^二に自平^一なむ」とのたまふ。）（巻五・崇神天皇七年二月 上二二九頁）

諸本及び諸注釈は、傍線部の「憑」を一樣に「カカル」と読んでおり、拙稿（注2参照）で検証した「帰」の読みにはらつきが見られたとは異なる。（注3）その要因は、以下の神代紀に見える天鈿女命の「カムガカリ」にあると考えられる。

又媛女君遠祖天鈿女命、則手持^二茅纏之稍^一、立^三於天石窟戸之前^一、巧作^二倂優^一。亦以^二天香山之眞坂樹^一爲^レ鬘、以^レ蘿（此云）爲^二手纏^一、（多須積、此云）而火処焼、覆槽置（云）顯神明之憑談。（顯神明之憑談、此云）又媛女君の遠祖天鈿女命、則ち手に茅纏の稍を持ち、天石窟戸の前に立たして、巧に倂優す。亦天香山の眞坂樹を以て鬘にし、蘿、此をば比叻（此云）と云ふ。を以て手纏、手纏、此をば多須積と云ふ。にして、火処焼き、覆槽置せ、覆槽、此をば手該と云ふ。顯神明之憑談す。顯神明之憑談、此をば歌牟鵝可梨と云ふ。）（卷

傍線部の「顯神明之憑談」には「歌牟鵜可梨（カムガカリ）」の訓注があり、崇神紀の「神明憑」は、この文字列に類似している。そのためであろうか、崇神紀の写本として最古級の北野本は、「神明憑」をもって「カムカ、リシテ」と読んでいる。また、本居宣長も『古事記伝』において、天鈿女命の「カムガカリ」と倭迹迹日百襲姫の「神明憑」を同一の現象とみなし以下のように列挙している。

書紀には顯神明之憑談、此云「歌牟鵜可梨」とあり、又崇神卷に、神明憑倭迹々日百襲姫命 曰云々、顯宗卷に、月着レ人謂之曰云々、（中略）又此記訶志比宮段に、於是大后婦神言教覚詔者云々とあるも同じ、皆俗に所謂「憑」宣なり、

しかし、厳密に見ると、神代紀の訓注は「顯神明之憑談」の文字列全体を「カムガカリ」と読んでいるのであるから、「憑」一文字を「カカル」と読む保証にはならない。「憑」の読みの検証は慎重に行う必要があるだろう。

手始めに、古辞書に記された読みを参考にすると、平安時

代の成立ではあるが、図書寮本『類聚名義抄』に「ヨル」アツラフ」と記されている。また、観智院本には、法上に「タノム ヨリトコロ サカユ カク カクル アトラフ ヨル」、法中に「ヨル イカル サカリニ イキトホル オホイナリ タノム アツラフ ヨトコロ」とある。本稿では、傍線を付した「カク・タノム・ヨル」の読みに着目する。「カク」は自動詞「カカル」に対する他動詞であり、崇神紀の「憑」を「カカル」と読む諸注釈の見解に通じるからである。また、「タノム」は、『万葉集』において漢字「憑」と強固な対応関係にあり、崇神紀の「憑」の読みとしても有力視されるからである。そして、「ヨル」については、拙稿（注2参照）において、『古事記』神功皇后の託宣に見える「婦」の読みを「ヨス」と結論付けたところであり、類似する文脈で使用されている「憑」も、同様に読まれる可能性があるからである。

先に結論を述べると、筆者は崇神紀の「憑」の読みとしては、「ヨル」が最もふさわしいと考える。そこで、同時代の文献資料の用例に基づいて、次の第二節では漢字「憑」と和語「カカル」の対応関係が希薄であることを指摘し、続く第三節では崇神紀の「憑」の読みとして「タノム」が適切ではないことを示し、第四節では、「ヨル」と読むことの妥当性を論じることとする。

二、「憑」を「カカル」と読むことの検証

天皇十六年二月 下一一五頁

漢字「憑」は、記紀を通じて『日本書紀』にのみ五例使用されている。その内の二例は、前掲の崇神紀と神代紀の用例であるため、残りの三例を掲げる。以下、便宜上、漢字「憑」の用例には㉑㉒の記号を付し、万葉仮名表記の和語の用例には①㉓の番号を付すこととする。

- ㉑ 秋津赫々、譽重^二王畿^一。所^レ寶惟賢、爲^レ善最樂。聖化^レ憑^レ玆遠扇、玄功藉^レ此長懸。〔秋津は赫赫にして、譽王畿に重し。寶とする所は惟賢、善するを最も樂しむ。聖化玆に憑りて遠く扇え、玄功此に藉りて長く懸れり。〕(卷十七・継体天皇七年十二月 下三頁)

- ① 夫磐井西戎之奸猾。負^二川阻^一而不^レ庭。憑^二山峻^一而稱^レ亂。〔夫れ磐井は西の戎の奸猾なり。川の阻しきことを負みて庭らず。山の峻きに憑りて亂を稱ぐ。〕(卷十七・継体天皇二十一年八月 下三七頁)

- ㉒ 依^二憑天皇之德^一、冀報^二考王之讎^一。〔天皇の徳に依憑りて、冀はくは考王之讎を報いむ。〕(卷十九・欽明

⑦では、「賢者を重んじ善行を喜びとする方針を実践することによつて、天皇の徳化は遠くまで人心を感動させる」との考えが述べられており、「憑」は「くによつて」と訳されるところの原因・理由の用法である。^(注6)④では、筑紫の磐井が反乱を起こした際、敵の進行を阻む山川を頼みとしたことが記されており、「憑」は「たよる。たのむ」の意味である。⑤では、百済の王子恵が「天皇の徳に頼つて亡き父の仇を報いた」と奏上する場面で、「依憑」という熟語が使用されており、「憑」は④と同様「たよる。たのむ」の意味と考えられる。

次に、同時代の和語「カカル」・「カク」の用例を挙げ、漢字「憑」との対応関係を検証する。記紀を通じて和語「カカル」の用例は無いため、まず、類似の表現である「カク」を全て掲げる。

『日本書紀』

- ① 神風の伊勢の伊勢の野の榮枝を五百經の柯枳て其が盡くるまでに大君に堅く仕へ奉らむと……(卷

十四・雄略天皇十二年十月 上四八九頁)

- ② あたらしき韋那部の工匠柯該し墨繩其が無けば誰

か柯^かむよ あたら墨繩^{すみなは} (卷十四・雄略天皇十三年九月)

上四九一頁)

③大君^{おほみ}の八重^{やへ}の組垣^{くみき} 芻々^かめども 汝^なを編^あましじみ

芻々^かぬ組垣^{くみき} (卷十六・武烈天皇即位前紀 下一一頁)

『古事記』

④……齋^い杖^{くひ}には 鏡^{かが}を加^け氣^け 眞^ま杖^{くひ}には 眞^ま玉^{たま}を加^け氣^け 眞^ま玉^{たま}

如^なす 吾^あが思^もふ妹^{いも}…… (下卷・允恭天皇 二九八頁)

⑤ももしきの 大^{おほ}宮^{みや}人は 鶉^{うづ}鳥^{とり} 領^う巾^{けい}取^り加^け氣^けて 鶉^{うづ}鶴^{つる}

尾^お行^ゆき合^あへ…… (下卷・雄略天皇 三二〇頁)

①の「カク」は、長い年月の比喩である「長い間吊り下げ

た枝が枯れ尽きるまで」という表現の中に見え、「かける」の

意である。②の墨繩は、建築用の木材に直線をしるしつける

道具で、両側からびんと引つ張るものであるから、「張りわた

す」の意である。③は「垣を作る」意で使用されている。④

は神事を行うための杭に鏡と玉を掛ける様子を、⑤は肩に布

を掛けた女官の姿を描写したものであり、いずれも「かける。

ひっかける。」の意味と考えられる。

「カカル」については、『万葉集』に見える以下の三例が参

考になる。

⑥瓜食^はめば 子^こども思^もほゆ 栗食^はめば まして憊^しゆ

何^い處^じより 來^きりしものそ 眠^いし寝^なさぬ (卷五・八〇二 詞書反歌略)

眠^いし寝^なさぬ (卷五・八〇二 詞書反歌略)

⑦岩^いの上^へにい可^か賀^か流^る雲^うのかのまづく人^{ひと}そおたはふいざ寝^ねし

めとら (卷十四・三五二八)

⑧父母^{ふぼ}を 見^みれば尊^たし 妻^め子^こ見^みれば めぐし愛^うし 世^よの中

は かくぞ道^{みち}理^り 鶉^{うづ}鳥^{とり}の 可^か良^ら波^は志^しもよ 行^ゆ方^{かた}知^しらね

ば 穿^う查^さを 脱^ぬき棄^する如^{ごと}く 踏^ふみ脱^ぬきて 行^ゆくちふ人^{ひと}は

石^い木^きより 成^なり出^でし人^{ひと}か…… (卷五・八〇〇 長歌の一

部のみ抜粋)

⑥は、「いつ何時も子どものことが気にかかり、面影が目の

前にちらついて安眠できない」という内容で、「カカル」は

「目の前にちらつく」の意である。⑦は、初句から第二句にか

けて岩の上にかかる雲を描写しており、「カカル」は①・④・

⑤の「カク」の用法に類似する。⑧は、家族との強い絆につ

いて述べたもので、「カカラハシ」は「離れがたい」の意であ

る。「父母や妻子は繭に引つかかった鳥のように離れにくいも

のなのに」と、課役を苦に家族を見捨てて逃亡した者を、批

判する内容になっている。

以上①〜⑧の「カク」・「カカル」の用例には、前掲⑦〜⑩

の「憑」のような、「たよる」の意味や原因・理由の用法は確認できない。平安時代に成立した『類聚名義抄』は、「憑」の読みの一つとして「カク」を記すが、上代の用例を検証する限りでは、両者の対応関係は、強固なものとは言えないようである。漢字「憑」は、『日本書紀』に五例、『万葉集』に二十二例、『続日本紀』に十一例、『日本霊異記』に十例確認されたものの、本研究の俎上にある神代紀と崇神紀の二例を除けば、全て「たよる」の意味や原因・理由の用法で使用されており、和語「カカル」の用法とは一致しないのである。

三、「憑」を「タノム」と読むことの検証

本節では、「憑」を「タノム」と読む可能性について検証する。前掲の『類聚名義抄』に「タノム」の読みが記されているだけでなく、『万葉集』では「憑」と「タノム」の対応関係が強固であるため、崇神紀の「憑」の読みを検討する上でも、有力な候補と考えられるからである。『古事記』には和語「タノム」の用例を確認できなかったため、以下に、『日本書紀』と『万葉集』の用例を全て掲げる。

『日本書紀』

⑨ 畝傍山 木立薄けど 多能彌かも 毛津の若子の 籠ら
せりけむ (巻二十三・舒明天皇即位前紀 下二二七頁)
『万葉集』

⑩ ……何時しかも 人と成り出でて 悪しけくも 善けく
も見むと 大船乃 於毛比多能無尔 思はぬに… (巻

五・九〇四 長歌の一部のみ抜粋)

⑪ 駿河の海磯邊に生ふる濱つづら汝を多能美母に違ひぬ

（巻十四・三三二五九）

⑫ 遠江引佐細江の濞標吾を多能米てあさましものを (巻

十四・三四二九)

まず、『万葉集』における「憑」と「タノム」の対応関係を示す有力な用例として、⑩に着目したい。幼子を失った親の心情を吐露する内容で、引用箇所では「成長した姿を見たいとあてにしていたのに」と嘆いている。「タノム」は「頼りに思う」の意味と考えられ、これは、『日本書紀』の「憑」①・④の用法と類似している。しかし、同じ『万葉集』には、⑩との対応関係を示す、さらに有力な「憑」の用例を見る。傍線部の「大船ノオモヒタノム」は、定型句として『万葉集』中に十例見え、⑩以外は全て漢字表記なのである。一例として一六七番歌を掲げる。

⑤……天の下 知らしめしせば 春花の 貴からむと
 望月の 満しけむと 天の下 四方の人の 大船
 思憑而 天つ水 仰ぎて待つに……(巻二・一六七
 長歌の一部のみ抜粋)

草壁皇子の殯宮において、柿本人麻呂が詠んだ挽歌である。

「将来国を治めることを皆が頼みにしていたのに」という文脈で、⑩と同様の定型句を漢字表記しており、傍線部は「憑」の読みが「タノム」であることを明確に示している。

⑪と⑫も同様の意味で使用されている。⑪の歌意は「あなたをたのみにして母と仲違いしてしまいました」で、「タノム」は「頼りに思う」の意である。⑫の歌意は「濔標のように頼みにさせておきながら、本当は浅い心であったのに」で、「タノム」は「頼りに思わせる」の意である。両者とも④・⑤・⑥の「憑」と類似する用法である。

⑨は『日本書紀』唯一の用例で、境部氏の毛津が蘇我氏に追い詰められて自害した際に、民間で歌われた童歌である。追手から逃れて畝傍山に隠れたものの、結局は山中で自害したことが踏まえられており、「畝傍山は木立が少ないのに、それを頼みに思つて籠つておられたのだろうか」のごとき歌意である。「タノム」は「頼りに思う」の意味で、これも①・

⑦・⑧の用法と類似している。

以上のように、和語「タノム」と漢字「憑」は「頼りに思う」の意味において、強固な対応関係を示している。このことを踏まえ、崇神紀の「憑」も「タノム」と読むべきであろうか。当該場面では、大物主神が倭迹迹日百襲姫を媒介して意思を伝達するのであるから、神が憑代を「頼りに思う」という解釈は成り立たないこともないようである。

しかし、「タノム」は、語義の性質上、下位者から上位者に向けられる印象が強いため、神から人に向けた使用が適切であるのか、やや不自然の感を否めない。特に崇神紀の託宣は、相次ぐ災害の原因を究明しようとした天皇の要請に応じたものである。つまり、大物主神は倭迹迹日百襲姫に対して絶対的な上位者として君臨しているのであり、そのような関係にありながら「タノム」を使用することに疑問が持たれるのである。そこで、前掲の和語「タノム」四例と、「大船ノオモヒタノム」の定型句によって「タノム」と読むことが確実視される漢字「憑」九例が、どのような対象に向けて使用されているのかを検証した。

まず、④の二六七番歌は、社会的地位の下位にある者から、社会的地位の上位にある者に向けられた例として、非常に明確である。柿本人麻呂が草壁皇子の殯宮において詠んだ挽歌

であるから、未来の統治者への期待を込めて「憑(タノム)」が使用されている。また、⑨の童歌についても、畝傍山を毛津に対する上位者に見立てることができ。毛津にとつて、追手を逃れて潜伏していた畝傍山は最後の拠り所であり、そのような依存関係は、「タノム」の使用が下位の毛津から上位の畝傍山に向けられたものであることを示している。

次に、人の寿命に向けて使用された「タノム」の用例に着目する。該当するのは二例で、その内の一例は、⑩の九〇四番歌である。親が子の成長した姿を見たいとあてにする意味で「タノム」を使用しているため、一見すると上位者から下位者に向けられた用例のようである。しかし、この場合は、子そのものをあてにしているのではなく、厳密には「成長した姿を見たい」と、子の寿命をあてにしているのであり、単純に下位者に向けられた使用とは言えない。人は死に打ち勝つことができないので、ままならぬ寿命は、あらゆる人間に対して上位に位置付けられよう。

次に、相聞や挽歌など、男女間の情愛が詠み込まれた歌で、異性に向けて使用された「タノム」八例に着目する。前掲の⑪・⑫のように、詠み手の性別が分かりにくい例も含まれるため、より明確なものの中から、女性から男性に向けた例と男性から女性に向けた例を、それぞれ一例ずつ掲げる。

④……今さらに 君來まさめや さな葛かづら 後も逢はむと
大船の 思憑迹おもひたの迹 現には 君には逢はず……(卷十三・

三二八一 長歌の一部のみ抜粋)

⑦……早瀬渡りて 若草の 妻が手枕たまくと 大船の
思憑おもひたの而 漕こぎ來らむ……(卷十・二〇八九 長歌の一部のみ抜粋)

④は、恋人を待つ女性が、今日は会えなくても、後日逢うだろうとあてにする気持ちを詠んだもので、⑦は、年に一度の逢瀬で、織姫の手枕を期待する彦星の願望について述べた箇所である。いずれも恋人をあてにする意味で「タノム」を使用しているが、恋人同士にはどのような上下関係が認められるだろうか。

突き詰めて考えると、恋人の来訪や、手枕をしてくれるか否かという問題は、愛情を量る物差しであるから、あてにする対象は恋人それ自体というよりも、厳密にはその愛情である。恋とは、受け入れられてはじめて満足感を得られるものであり、自身の幸福が相手次第であるという点において、恋い焦がれる者は下位者である。例えば、⑦の、恋人の腕を枕にしたいという願望も、相手の承諾があつて初めて叶えられるものであろう。愛情をあてにするという下位者としての立

場は、男女に関係なく恋慕う者の宿命と言える。

以下に掲げる最後の一例は、転任する同僚の送別会で詠まれたものである。

⑤ 大船の念憑師君が去いなばわれは戀なひむな直なに逢なふまでおひたのち
(巻四・五五〇)

作者不明であるため、上位者・下位者・同輩のいずれに向けられたものか明らかではない。しかし、この歌が下位者に向けられたものだとしても不自然ではない。なぜならば、上司が部下に全幅の信頼を寄せ、相談役として助言を求めるような関係である場合、上司は部下に対して上位者でありながら、心理的には下位者としての側面をも併せ持つからである。例えば、幼くして即位した皇帝と、先帝から後見を託された宰相との関係である。そのような状況が有り得ることを、容易に想像できるのである。

このように見ると、事前の予想通り、「タノム」は下位者から上位者に向けて使用される傾向の強いことが窺われる。そして、親から子、あるいは男女間の例が示すように、「タノム」の使用を促すのは、外見上の単純な上下関係ではなく、様々な要因が複雑に絡み合って生じる、心理的な上下関係だ

ということを見落としてはならない。

さて、崇神紀の託宣における「憑」を「タノム」と読むことの是非は、内面的な上下関係にも配慮して考える必要があるだろう。この託宣は、災害が相次いだために、治世の安定しないことを憂えた天皇が、神意を究明しようと試みたことへの返答であった。つまり、神は憑代たる倭迹迹日百襲姫に対して、圧倒的な上位者として君臨しているのであり、そのような神が倭迹迹日百襲姫を「頼りに思う」のは、やはり不自然なのである。

四、「憑」を「ヨル」と読むことの検証

『万葉集』の「憑」とは、強固な対応関係を示す「タノム」であるが、崇神紀の「憑」に相応しい読みではないようである。そこで、新たに「ヨル」を候補に挙げ、その妥当性を検証することとする。『類聚名義抄』では、図書寮本及び勸智院本の双方に「ヨル」の読みが見え、「憑」は古くから「ヨル」と読まれた可能性があるからである。また、拙稿(注2参照)で論じたように、『古事記』神功皇后の託宣の場面における「帰」は「ヨス」と読む蓋然性が高く、『万葉集』には「神依板(カミヨリイタ)」という語も見え、神が憑依する際の表現

として「ヨル」・「ヨス」は有力と考えられるからである。

万葉仮名表記の「ヨル」・「ヨス」は、記紀に十四例見え、その内の十一例は接近の意味であった。以下に一例を掲げる。

⑬とこしへに 君も會へやも いさな取り 海の濱藻の
余留時^{よる}時^{とこしへ}を (『日本書紀』卷十三・允恭天皇十一年三月
上四四五頁)

衣通郎姫が天皇に奉った歌で、「波が寄せるごとに海藻が浜に寄るように、時々は会いに来て欲しい」と願う内容である。和語「ヨル」・「ヨス」の大半がこれと同様接近の意味で使用されており、漢字「憑」の用法とは一致しないようである。しかし、次の一例はその限りではない。

⑭御^み諸^{もろ}につくや玉垣^{たまかき} つき餘^{あま}し 誰^たにかも余^よ良^らむ 神^{かみ}の
宮人^{みやびと} (『古事記』下卷・雄略天皇 三一二二頁)

雄略天皇との約束をあてにして待ち続けた赤猪子^{あかぶこ}が、老いて後再会し、「誰を頼りにすればいいのか」と訴えかける内容で、「ヨル」は「たよる」^{注19}の意で使用されている。同じ「ヨル」でも、物理的な接近ではなく心理的な接近を表現するこ

とで、「たよる」の意味を内包することになる。このような用法は、『日本書紀』の「憑」①・②に類似する。また、『万葉集』には、以下の「ヨスカ」という語が見える。

⑮志賀の山いたくな伐^きりそ荒雄^{あらい}らが余須^{よす}可^かの山と見つつ偲^{しの}
はむ (卷十六・三八六二)

「ヨスカ」は、動詞「ヨス」に処を意味する「カ」を付けたものと考えられ、「よるべ。たよりにするもの」^{注20}の意味である。抛り所とする対象が山であるという点において、『日本書紀』の「憑」④の用法と酷似しており、漢字「憑」と和語「ヨル」・「ヨス」の対応関係が窺われる。しかし、両者の一致は「たよる」の意味にとどまらない。『万葉集』の「ヨル」の用例には、原因・理由の用法も認められるのである。

⑯人言^{ひとこと}の繁^{はや}きに余^{より}里^りてまを薦^{しも}の同^おじ枕^{まくら}は吾^わは纏^{まと}かじやも (卷
十四・三四六四)

⑰君に餘^{あま}里^りわが名はすでに立田山絶えたる戀のしげき頃か
も (卷十七・三九三一)

⑱は「人の噂がしきりだという理由で、あなたと枕を一つ

にしないことがあるか」、⑰は「あなたが原因で、私の評判は立ってしまいましたのに、おいでが絶えて恋の苦しみを繰返すこの頃です」という内容の歌である。いずれの「ヨル」も、原因・理由の用法であり、『日本書紀』の「憑」⑰に一致する。前節で検証した漢字「憑」と和語「タノム」の対応関係は、「たよる」の用法においてのみ認められたが、漢字「憑」と和語「ヨル」は、これに加えて原因・理由の用法でも一致しており、より密接な対応関係を指摘できるのである。つまり、崇神紀の託宣における「憑」を、「ヨル」と読む可能性は、十分に考えられるということである。

さて、崇神紀の「憑」の読みが「ヨル」であるならば、その語義はどのように解釈されるだろうか。大物主神の出現は、相次ぐ災害を憂えた天皇の要請に応じたものであるから、託宣を媒介する倭迹迹日百襲姫に対しては圧倒的な上位にある。そのため「ヨル」を「頼りに思う」の意味で解釈することは妥当ではない。語義の特定にあたっては、記紀の「ヨル」・「ヨス」十四例の内、残る二例を擁する以下の歌謡が参考になる。

⑱ やすみしし 我が大君の 朝には い余理立たし 夕
には い余理立たす 脇机が下の 板にもが あせを

袁籽比売が雄略天皇に奉った「わが君がもたれる脇息の下の板になりたい」という内容の歌で、「ヨル」を「もたれかか」の意味で使用している。類似の表現として、漢籍にはしばしば「憑几」という語が見え、以下に掲げる『太平廣記』卷三四九・鬼三四「段何」はその一例である。

⑳ 進士段何。賃居客戸里。大和八年夏。臥疾逾月。小愈。晝日因力櫛沐。憑几而坐。〔進士段何は、客戸里に賃居す。太和八年の夏に、疾に臥し、月を逾えて、小しく愈ゆ。晝日因りて櫛沐に力む。几に憑りて坐す。〕

「憑几」は「脇息にもたれる」という意味であり、名詞として「脇息」の意味で使われることもある。脇息は人体を支えるものであるから、「もたれる」の意味は「たよる」の意味と近い関係にあると考えられる。しかし、脇息にもたれくつる人物が、脇息に対して心理的に下位であるとは考えにくく、むしろ、上から押さえ付けるような印象を与えるのである。漢籍の「憑」には、以下の『司馬法』「仁本」のような例も見える。

④憑弱犯寡則皆之。賊賢害民則伐之。暴内陵外則壇之。(弱きを憑ぎ寡きを犯せば則ち之を皆す。賢を賊ひ民を害せば則ち之を伐つ。内を暴し外を陵げば則ち之を壇す。)

力ある者が弱者を圧迫する様を、「憑」によつて表現している。崇神紀における「憑」も、このような意味合いを内包しているのではないだろうか。「憑」は、大物主神が、託宣を媒介する倭迹迹日百襲姫に接近し、上からもたれかかるようなメージを表現するのにふさわしい語なのである。

和語「タノム」の用法は、心理的な下位者から上位者に向けた「たよる」の意味に限定されるため、この場面の「憑」の読みとして適切ではない。脇息にもたれかかる用法を持つ和語「ヨル」の方が、場面の状況に即していると言えよう。以上の考察を踏まえ、崇神紀の託宣における「憑」の読みは「ヨル」であり、対象に接近し、もたれかかる意味で使用されていると結論付ける。

さて、本稿で検証した「憑」は、「カムガカリ」との関係において、どのように位置付けられるだろうか。拙稿(注1・注2参照)で論じたように、「カムガカリ」とは、広く神との関わりや交流を意味する語であるから、憑依現象を伴うことあれば伴わないこともある。漢字「託」・「著(着)」は「ツ

ク」と読み、「とりつく」の意味であるため、この語が使用されている場面では憑依現象が生じていると考えられた。また、漢字「帰」は「ヨス」と読み、「近寄せる」の意味であるため、この語が使用されている仲哀記では、憑依現象の有無は明示されていないと考えられた。以上を踏まえるならば、本稿で検証した「憑」は、仲哀記の「帰」に類する表現と位置付けられよう。つまり、崇神紀の「憑」は、対象への限りない接近と圧迫を表現しているのであって、結果としての憑依状態の有無には言及していないのである。

筆者は、前稿(注2参照)において、「とりつく」を意味する語「託」・「著(着)」などの使用が認められない「カムガカリ」では、神との交流に長けた者が当事者になっているという傾向を指摘した。たとえば、神代紀の「顕神明之憑談(カムガカリ)」では、天鈿女命自身が神であるため、神同士の対話に不自由することはないと考えられた。また、仲哀記の託宣では、神功皇后が当時頻繁に神寄せをしていたとの記述があり、巫覡としての能力を遺憾なく発揮していたことが窺われるのであった。ここに、新たに崇神紀の託宣が加えられる。大物主神と倭迹迹日百襲姫は後に結婚するのであるが、このことは、倭迹迹日百襲姫が一方的に憑依されるだけの憑代ではなく、神との対話が可能であったことを意味している。ま

た、彼女は未来を予知する能力によって崇神天皇に助言を与えるなどし、有能な巫覡として活躍していたことが知られるのである。神との交流に長けた者が託宣を媒介する状況では、憑依現象を伴う場合でも強制性が乏しいと言える。このことが、強い付着を意味する語「ツク」の使用に影響を及ぼしているのではなからうか。

おわりに

本稿では、崇神紀の倭迹迹日百襲姫の託宣における漢字「憑」を考察し、「ヨル」と読むべきことと、対象に接近し、もたれかかる意味であることを指摘した。また、前稿（注2参照）において、「ツク」が使用されない託宣の場面では、神との交流に長けた者が当事者として描かれる傾向があると指摘したが、本稿はそれを補強するものとなった。

「カムガカリ」を、広く神との関わりや交流と定義するならば、「託」・「著（着）」・「帰」・「憑」などは、「カムガカリ」に内包されるところの、特定の動作を表す語である。これらを「カムガカリ」の「カカル」と結びつけて一様に「とりつく」の意味に解釈しては、執筆者の意図を読み誤ることになるだろう。上代の文献資料の中でも、特に記紀に関しては、託宣

などの祭祀に纏わる場面を、表現の細微にこだわって記述し、個別の事例を描き分ける意図があったように思われるのである。

記紀において、祭祀は国家の形成と深く結びついており、そのような編纂態度が、祭祀の描かれ方に影響を及ぼしていると考えられる。つまり、一連の考察で明らかとなった表現の差異は、祭祀ごとの特徴を明らかにする手がかりなのであり、さらには作品ごとの性格を読み解く手がかりともなり得るのである。例えば、『日本書紀』には、「とりつく」を意味し、「ツク」と読む蓋然性の高い漢字が散見する一方で、『古事記』には同様の語が見当たらないのはなぜであろうか。このような点に記紀めいめいの性格を占う鍵が隠されているように思われるのである。以上の観点から研究を進めていくことを、今後の課題としたい。

注

注1 「上代における「カムガカリ」と憑依——『日本書紀』の「顕神明之憑談」を中心として——『語文研究』第二二二号、平成二八年（二〇一六）年。

注2 「古事記」神功皇后の託宣における「神帰」についての考察『西日本国語国文学』第四号、平成二九年（二〇一七）年。

注3 仲哀記の神功皇后の託宣に見える「帰」は、「カカル」「ヨル」

- 注4 「ラモムク」などと読まれ、諸注釈で一致しないが、筆者は注2論文において、「ヨス」と読むべきことを指摘した。国立国会図書館デジタルコレクション『日本書紀 国宝北野本』に拠った。
- 注5 九州大学萩野文庫本（文政五年刊）に拠った。
- 注6 『図書寮本類聚名義抄』（勉誠社、昭和四四（一九六九）年）から、訓のみ引用した。
- 注7 『天理図書館善本叢書類聚名義抄観智院本法』（八木書店、昭和五一（一九七六）年）から、訓のみ引用した。
- 注8 『大漢和辞典』（大修館書店、昭和六一（一九八六）年）の「憑」の項目には「もとづく」と説明されている。
- 注9 注8文献の「憑」の項目に拠った。
- 注10 『時代別国語大辞典上代編』（三省堂、昭和四二（一九六七）年）の「かく」（動四）の項目に拠った。
- 注11 注10文献の「かく」（動下二）の項目に拠った。
- 注12 注10文献の「かく」（動四）の項目に拠った。『日本国語大辞典』には「組み立てたり編んだりして作る」との説明がある。
- 注13 注10文献の「かく」（動下二）の項目に拠った。
- 注14 日本古典文学大系『万葉集二』の頭注に拠った。また、『日本国語大辞典』の「かかると」の項目には「人の心や目などにとまる」とある。『時代別国語大辞典上代編』では「とりついでいる」の意味として本用例を掲げるが、本稿の趣旨と異なるため採らない。
- 注15 注10文献の「かからはし」の項目に拠った。動詞カカルにフの接した形カラフから派生したシク活用形容詞と説明されている。
- 注16 注10文献の「たのむ」（動四）の項目に拠った。

- 注17 注10文献の「たのむ」（動下二）の項目に拠った。「たのむ」（動四）に対する他動詞である。
- 注18 注10文献の「よる」の項目には「近寄る。」「寄って来る。」などであるが、本稿では一括して「接近」とした。
- 注19 注10文献の「よる」の項目には「心を寄せて人にたよる。ある人の意のままになる」などと説明されている。頼る相手が人とに限らないので筆者の判断で、ここでは「たよる」とした。
- 注20 注10文献の「よすか」の項目に拠った。
- 注21 注10文献の「よる」の項目には「もとづく。原因する。」などと説明されている。
- 注22 『日本国語大辞典』の「よる」の項目に拠った。注10文献の「よる」の項目には「もたれかかる」意への言及は見られない。
- 注23 本文は中華書局本（昭和三六（一九六一）年）に依拠し、訓読文は西本芳男編『新釈 太平廣記 鬼部四』（私家版、平成二〇（二〇〇八）年）に依拠した。
- 注24 注8文献の「憑」の項目には「机にもたれる」とあるが、この場合の机とは脇息のことであるため改めた。
- 注25 本文は四部叢刊初篇子部（台湾商務印書館、昭和四二（一九六七）年）に依拠し、便宜的に句点を付した。訓読文は『漢文大系 十三卷』（第四版、富山房、大正元（一九二二）年）および、守屋洋・守屋淳『新装版』全訳『武経七書』2 司馬法尉繚子李衛公問对（平成二六（二〇一四）年）を参考にした。